

小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務

(2) 委託業務の内容

別紙「小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託料の上限額

金1,800千円（消費税、地方消費税含む）

※上記金額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年7月31日まで

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関

与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者。

4 プロポーザルの参加手続き

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、様式1「参加申込書」を令和7年5月2日(金)17時【必着】までに、下記10「提出・問い合わせ先」宛に、電子メールにて提出すること。

事情により参加を辞退する場合は、5月15日(木)17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、様式2「質問書」を5月2日(金)17時までに、下記10「提出・問い合わせ先」宛に、電子メールにて提出すること。

電話及び口頭による質問は受け付けないこととする。なお、質問に対する回答は、5月8日(木)までにすべての企画提案参加者に通知する。

(3) 受け付けない質問事項

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(4) 到達確認

(1)、(2) いずれも、電子メール送信後、下記10「提出・問い合わせ先」に到達確認の電話をお願いします。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ファイル形式はPDFとし、次の①～④の書類を、下記10「提出・問い合

わせ先」宛に、電子メールにて提出すること。なお、提案は参加者1者につき1案とする。

①企画提案書（様式任意）

別紙「小学生向け四館PRリーフレット作成及び配送業務委託仕様書」を参照のうえ、提案すること。提案書には、業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュール）を盛り込み、企画のポイントや工夫等を具体的かつ簡潔に記載すること。また、その他本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、その内容も記載すること。

②デザイン案

リーフレットのデザイン案を1枚以上用意すること。

③経費見積書（様式任意）

見積金額は、上記2（3）の金額の範囲内で作成すること。また、本委託業務の実施に伴うすべての経費（消費税及び地方消費税を含む）を記載し、経費の内訳が具体的にわかるようにすること。

④業務実施体制報告書（様式任意）

ア 会社概要

イ 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など

ウ 過去の類似事例の受注実績

（2）提出期限

令和7年5月15日（木）17時【必着】

（3）到達確認

電子メール送信後、下記10「提出・問い合わせ先」に到達確認の電話をお願いします。

6 プロポーザル審査方法及び審査結果

（1）審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、契約候補者を選定する。提案者が1者の場合であっても、審査を実施するが、この場合は、評価基準点（60点以上）を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。

（2）審査基準

別紙「審査基準」のとおり

（3）審査結果

後日、採否のみ通知する。

また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

7 契約

契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

8 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は参加者負担とする。
- (2) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 委託業務の著作権は、県に属するものとする。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または 自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意すること。

9 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 参加申込・質問受付期限 | 5月2日（金）17時 |
| (2) 質問の回答 | 5月8日（木） |
| (3) 参加辞退届提出期限 | 5月15日（木）17時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 5月15日（木）17時 |
| (5) 審査結果通知 | 5月中旬 |
| (6) 契約締結 | 5月中旬から下旬 |

10 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県生活環境文化部文化振興室文化政策課（富山県庁南別館3階）

TEL：076-444-3339

FAX：076-444-4438

E-mail: abunkashinko@pref.toyama.lg.jp